

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第67号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第107号）

犀川大橋付近の既設のパラペット（特殊堤）を犀川水系河川整備計画における計画堤防高に含めない理由を記載した文書

2 公開決定に係る公文書（本件公文書）

犀川 計画縦断面図（No.-370～No.13100）

3 担当課（所） 土木部河川課

4 審査請求等の経緯

- (1) H18. 3. 16 公開請求
- (2) H18. 3. 30 公開決定
- (3) H18. 4. 7 異議申立て
- (4) H18. 10. 19 諮問
- (5) H21. 9. 7 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立ての対象となった請求対象文書につき、本件公文書を特定し公開決定した本件処分は、妥当である。

該 当 条 項	審 査 会 の 判 断 要 旨
<p>条例第11条 第1項 (全部公開)</p>	<p>異議申立人は、犀川水系河川整備計画（以下「犀川整備計画」という。）において、既設のパラペットが計画堤防高として考慮されている区間とされていない区間があると指摘し、犀川大橋付近において、計画堤防高として考慮しないことにしている根拠を示す公文書の公開請求を行った。</p> <p>これに対し、実施機関は犀川整備計画上の計画縦断面図を公開したが、異議申立人は、計画縦断面図は成果図にすぎず、根拠とはなり得ないと主張している。</p> <p>実施機関は、パラペットについては「河川管理施設等構造令」（以下「構造令」という。）において土地利用状況等やむを得ない場合に特例的に堤防として整備できるものとされていることから、既設であったとしてもパラペットを計画堤防高に含めるかどうかは、河川全体の整備計画の中で判断されるものであると説明している。</p> <p>さらに、実施機関は、昭和47年から実施された中小河川改修事業において、パラペットを考慮しない標準断面での計画を採用しており、その後の河川法改正に伴い策定した現行の河川整備計画でもその考えを踏襲しているとしている。</p> <p>また、当審査会において計画縦断面図を見分したところ、犀川大橋付近では、現況堤防高が計画高水位より高く、パラペットを含めなくても計画高水流量の流下が可能であることが認められた。</p> <p>このようなことから、実施機関は、犀川大橋付近においてパラペットを計画堤防高として考慮しないことの根拠となる文書として、構造令を踏まえた犀川整備計画上の計画縦断面図を特定して、本件処分を行ったものであり、特段不合理ではない。</p>

6 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)
答申第67号

答 申 書

平成21年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、「犀川 計画縦断図（No.-370～No.13100）」（以下「本件公文書」という。）を特定し公開決定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年3月16日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川大橋付近の既存パラペットを計画堤防高に入れていない根拠

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年3月30日に本件公開請求について、本件公文書を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年10月19日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する資料の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、犀川に設置されているパラペット（特殊堤）について、犀川大橋付近では河川整備計画の計画堤防高として考慮していないことの根拠となる資料の公開を求めたが、公開された文書は、犀川大橋付近を含む区間の計画縦断図であり、これは根拠に基づき設計された成果図に過ぎず、計画堤防高に既存のパラペットの高さを含めないことの根拠となるものではなく、公開請求に対応するものではない。

(2) 犀川水系河川整備計画（以下「犀川整備計画」という。）では、西日本旅客鉄道株式会社の犀川橋梁（以下「JR橋」という。）から大豆田橋間の左岸側のパラペットについては、計画堤防高として考慮し河川改修が計画され実施済みとなっている。しかし、犀川大橋付近ではパラペットを撤去する計画となっており、計画堤防高として考慮していない。

このように、同じ河川の改修計画において、場所によって、既設のパラペットを計画堤防高として考慮したりしなかったりしているため、その設計上の根拠の公開を請求したものである。

(3) 犀川大橋付近にパラペットが設置された昭和36年当時と現在とでは、堤防の状況は大きく変貌し、昭和47年の整備計画時には安全な堤防として評価できなかったかもしれないが、現況の堤防は簡単には破壊されないものとなっている。

そのようなことから、昭和47年から53年の河川改修において、パラペットは計画堤防高として考慮されていなかったとしても、現在において計画堤防高に含めない理由とはなり得ない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求の趣旨は、犀川大橋付近のパラペットの計画堤防高に関する資料であると判断して、これに対応する公文書として、犀川整備計画における計画縦断図を特定し公開した。計画縦断図には、犀川の計画堤防高のほか、現況堤防高についても、犀川大橋付近ではパラペットを考慮しない現況堤防高を記載し、堤防高評価を行っている。
- 2 一般的にパラペットは、昭和51年に制定された「河川管理施設等構造令」（以下「構造令」という。）によれば、あくまで特殊構造であるため、土地利用状況等によりやむを得ないと認められる場合に特例的に余裕高に相当する範囲で堤防として整備できることとなっている。
河川の整備計画においては、個々の地点を個別に捉えるのではなく、下流から上流までの河川全体を見て、それぞれの区間に適した改修計画を策定するもので、犀川大橋付近では拡幅が困難であるので、河床を掘削することとし、この際、掘削の起点となる地点から上流に延ばしていくと、犀川大橋付近に応急的に設置されていたパラペットを堤防として考慮しなくても計画高水の流下が可能である。
- 3 犀川大橋付近の河川改修は、昭和36年の大出水を契機として実施した小規模河川改修事業が最初で、この事業では、緊急に市街地を洪水から守るため、パラペット構造が採用され、その後、昭和47年から53年に抜本的な河川改修として、中小河川改修事業が実施されたが、この中で、パラペットを考慮しない標準断面での計画が採用され、河川法改正に伴い策定した現行の犀川整備計画でもその考えは踏襲されている。
- 4 JR橋から大豆田橋付近までの左岸側の現況堤防高についてはパラペット構造が採用されているが、この区間については一部未改修の区間があり、今後、整備を進めていく中でその取扱いを検討していくこととしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

犀川大橋付近の既設のパラペットを犀川整備計画上の計画堤防高として考慮しないことの根拠に関する公文書である。

3 本件請求文書の特定について

異議申立人は、犀川整備計画において、既設のパラペットが計画堤防高として考慮されている区間とされていない区間があると指摘し、犀川大橋付近において、計画堤防高として考慮しないことにしている根拠を示す公文書の公開請求を行った。これに対し、実施機関は犀川整備計画上の計画縦断図を公開したが、異議申立人は、計画縦断図は成果図にすぎず、根拠とはなり得ないと主張している。

一方、実施機関は、パラペットについては構造令において土地利用状況等やむを得ない場合に特例的に堤防として整備できるものとされていることから、既設であったとしてもパラペットを計画堤防高に含めるかどうかは、河川全体の整備計画の中で判断されるものであると説明している。

さらに、昭和47年から実施された中小河川改修事業において、パラペットを考慮しない標準断面での計画が採用され、その後の河川法改正に伴い策定した現行の河川整備計画でもその考えを踏襲しているとしている。

また、当審査会において公開された計画縦断図を見分したところ、犀川大橋付近では、現況堤防高が計画高水位より高く、パラペットを含めなくても計画高水流量の流下が可能であることが認められた。

このようなことから、実施機関は、犀川大橋付近においてパラペットを計画堤防高として考慮しないことの根拠となる文書として、構造令を踏まえた犀川整備計画上の計画縦断図を特定して、本件処分を行ったものであり、特段不合理ではない。

したがって、実施機関の公文書の特定は相当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件請求文書と直接関連しない犀川大橋付近以外の区域について言及し、犀川整備計画が不整合であるかのような主張を行っているが、当審査会は本件公文書の特定について審議するものであり、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 10 月 19 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 0 7 号)
平成 18 年 12 月 5 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 19 年 1 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 3 月 17 日 (第 1 7 3 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 1 7 4 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 1 7 5 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 6 月 5 日 (第 1 7 6 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 6 月 26 日 (第 1 7 7 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 17 日 (第 1 7 8 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 7 月 31 日 (第 1 7 9 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 8 月 12 日 (第 1 8 0 回審査会)	○事案の審議を行った。